

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方へ

申・問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

令和6年8月1日以降に交付された「介護保険負担限度額認定証」は、**令和7年7月31日で有効期間が満了**になります。

現在「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方には、更新のお知らせと申請書を送付します。引き続き入所またはショートステイを利用される場合は忘れずに申請をしてください。

【更新手続きについて】

受付期間 **7月1日(火)～31日(木)**

申 請 先 福祉課高齢者支援係および各総合支所地域振興課（申請は郵送でも可能です）
※『送付先』の記入をお忘れなく！

（参考）利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階		対象者			負担限度額（日額）			
					居住費			
第 1 段階	・生活保護受給者		要件なし	多床室		0円		
				従来型個室	(特養・ショート)	380円		
	・市民税世帯非課税である 老齢福祉年金受給者		預貯金等の合計が 1,000万円 (夫婦2,000万) 以下		(老健など)	550円		
				ユニット型個室的多床室		550円		
				ユニット型個室		880円		
第 2 段階	市町村 民税非課税	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が	80.9万円 以下	預貯金などの合計が 650万円 (夫婦1,650万) 以下	多床室		430円	
					従来型個室	(特養・ショート)	480円	
						(老健など)	550円	
					ユニット型個室的多床室		550円	
			ユニット型個室		880円			
第 3 段階①			年金収入額※ +その他の 合計所得金額	80.9万円超 120万円以下	預貯金などの合計が 550万円 (夫婦1,550万) 以下	多床室		430円
						従来型個室	(特養・ショート)	880円
							(老健など)	1,370円
	ユニット型個室的多床室					1,370円		
				ユニット型個室		1,370円		
第 3 段階②		120万円超		預貯金などの合計が 500万円 (夫婦1,500万) 以下	多床室		430円	
					従来型個室	(特養・ショート)	880円	
						(老健など)	1,370円	
			ユニット型個室的多床室		1,370円			
			ユニット型個室		1,370円			
第 4 段階		上記以外の方			負担限度額なし			

注）年金収入額は非課税年金収入を含みます

申請に必要な書類

- ①介護保険被保険者証（対象者）
- ②マイナンバーカード（対象者・配偶者）
- ③通帳・定期証書・有価証券など（対象者・配偶者）
- ④運転免許証など写真付きの身分証明書（申請者）

送付先について

認定結果の希望送付先は必ず分かるようにしてください。
→申請書内に希望送付先の住所があれば、その横に『送付先』と記入してください。
無い場合は申請書のあいている箇所に送付先住所を記入、もしくはメモなどに記入し添付してください。

留意点 ※次の場合は負担軽減の対象外となります。

- ①対象者や同一世帯の方が市民税課税の場合
- ②配偶者が市民税課税の場合（世帯を分離している配偶者も含む）
- ③預貯金などの金額が基準額を超える場合

国東市農業応援定額給付金を給付します

申・問 農政課 農業振興係 ☎72-5167

近年の燃油や肥料、飼料など農業資材の価格高騰に伴う経費の増加と、それに起因する農業所得の減少に対し、事業継続を支援するため「国東市農業応援定額給付金」を支給します。

主な支給対象要件

- 次の①～③に該当する農業従事者および法人
- ①市内に住民登録または事務所を有し、今後も農業を継続する意図があること
 - ②個人事業主の場合は令和6年分の税申告、法人の場合は決算月が令和6年7月から令和7年6月までの法人税申告を行っているもの
 - ③令和6年分の農業収入額が300万円以上であること
- ※令和7年度国東市乾しいたけ燃油高騰対策支援事業を受給する場合は、本事業は活用できませんのでご注意ください。

給付金額

農業収入に応じて次のとおり支給します。

農業収入額	給付金額
300万円以上400万円未満	4万円
400万円以上600万円未満	6万円
600万円以上800万円未満	8万円
800万円以上1,000万円未満	10万円
1,000万円以上2,000万円未満	15万円
2,000万円以上3,000万円未満	25万円
3,000万円以上4,000万円未満	35万円
4,000万円以上5,000万円未満	45万円
5,000万円以上7,000万円未満	60万円
7,000万円以上	70万円

申請期間

受付開始：8月1日(金)
申請期限：9月30日(火)

申請窓口

農政課 農業振興係
申請書に税申告書などの必要書類を添付し上記申請窓口へ提出してください。
※必要書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

第75回 社会を明るくする運動

問 福祉課 福祉・障がい者支援係 ☎72-5164

7月は社会を明るくする運動の強化月間です。
この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
全ての人々が安心して、安全に暮らせる地域社会を作るため、この運動にご協力をお願いします。

国見B&G海洋センター プール開きのお知らせ

問 社会教育課 スポーツ振興係 ☎72-2121



利用可能日時

期 間 6月28日(土)～9月15日(月)
時 間 午前9時～午後9時
休館日 毎週月曜日
(月曜日が祝日の場合は翌日が休館日)

一部利用できない日程

下記日程については9時から12時までの間を貸切りとしているため、プールのご利用ができません。12時以降はご利用可能です。
【7月】 1日・3日・4日・8日・10日・11日・15日・17日・18日
【8月】 26日・28日・29日
【9月】 2日・4日・5日・9日・11日・12日